

『栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱』について ～地下水採取量の報告期限は2月末日です～

栃木県環境森林部環境保全課

県内で揚水施設（井戸）を設置する場合には、「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」に基づき、揚水施設の所在地の市町村（地下水担当課）を経由して、知事（環境森林部環境保全課）への届出等の手続きが必要となります。

なお、農業用の施設で、深さ30m未満のものは届出の対象外です。

対象地域	設置する揚水施設の吐出口断面積	事前協議	届出	地下水採取量報告
【A地域】 足利市、佐野市（旧佐野市に限る）、小山市、大平町、藤岡町、岩舟町、野木町	4.5c㎡を越えるもの	○	○	○
	6c㎡を越えるもの	—	○	○
【B地域】 宇都宮市（旧宇都宮市に限る）、栃木市、真岡市、下野市、上三川町、壬生町	6c㎡を越えるもの	—	○	○
【C地域】 A、B地域以外の市町	4.5c㎡を越えるもの	—	○	○

※ 事前協議とは…

井戸掘削の60日前までに「揚水機設置事前協議書」を提出し、協議を行うことが必要です。

※ 届出とは…

揚水機設置の30日前までに「揚水機設置届出書」を設置工事完了後15日以内に「揚水機工事完了届出書」を提出することが必要です。

また、設置した揚水機を変更する場合、氏名住所を変更したとき、揚水施設を承継したとき、揚水施設を廃止したとき等にも届出が必要となります。

届出をされた方（既に届出がお済みの方）は、毎年2月末日までに、前年1月1日から12月31日までの「地下水採取量報告書」の提出をお願いします。

栃木県ホームページに「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」の概要を掲載しており、届出等の様式のダウンロードができます。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/eco/kankyou/hozen/chikasui.html>

【お問い合わせ先】

栃木県環境森林部環境保全課水環境担当

電話 028-623-3189

ファクシミリ 028-623-3138